

卒業生のみなさんへ

(対象：2024年、2023年の春に卒業した人で、2025年度に進学予定の人)

開明高等学校 事務室

## 日本学生支援機構大学予約奨学金について（ご案内）

以下のように今後のスケジュールと募集要項の概要を再度ご案内します。ご希望の方は申込書類一式を事務室に取りにお越してください（郵送も可能です）。採用候補者になっても辞退することはできます。進学に際し経済的不安のある方は申し込みをご検討ください。ご質問・ご相談等は、奨学金担当 宮崎が承っております。電話：06-6932-4461 メールアドレス：info@kaimei.ed.jp  
※メールでの資料請求は、件名に「大学予約奨学金資料請求」と入力いただき、本文に生徒氏名・住所を入力してください。3日経っても返信がない場合は、お手数ですが電話での連絡をお願いいたします。

### ◆ 申込の手順 ◆

- Step.1 申込書類一式を入手する（スカラネットの入力時に必要なID・パスワード、奨学金の詳細が書かれてあります）
- Step.2 冊子をよく読んで検討し、インターネットサイト（スカラネット）に必要事項を入力する
- Step.3 提出書類を準備し、提出する（学校に提出する書類と、日本学生支援機構に直接提出する書類があります）
- Step.4 選考結果通知の受け取り（学校を通じて交付します）

### ◆ 申込期間 ◆

- ・貸与奨学金、給付奨学金ともに同じ期限です。
- ・以下の募集回のうち1回だけ申し込みめます。どの回に申し込んでも、申込内容に変わりはありません。採用決定の月が替わります。
- ・早期決定の観点から、可能な限り第1回または第2回の期間での手続きをお勧めしています。
- ・予備回は、就職から進学に変更になった人や、やむを得ない事情がある人等が対象になりますので、少しでも進学の可能性のある人は第1回～第3回でお申込みください。
- ・申し込みには、スカラネットというインターネットサイトへの登録・申込内容の入力が必要です。詳しくは申込書類一式の中の「申込の手引き」をご覧ください。

#### 【再申し込みについて】

第1回～第3回に申し込み済みで、第3回までの入力期限であれば、再度申し込みを直すことができます。ただし、入力や書類の提出など、初めからし直す必要がありますのでご承知おきください。

| 募集回 | スカラネットへの入力期間           | 学校への書類の提出期限 | 採用決定  |
|-----|------------------------|-------------|-------|
| 第1回 | —終了しました—               |             |       |
| 第2回 |                        |             |       |
| 第3回 | 7月1日（月）<br>～7月31日（水）   | 8月1日（木）     | 12月下旬 |
| 予備回 | 10月4日（金）<br>～10月18日（金） | 10月19日（土）   | 1月下旬  |

## 【給与奨学金（返還の必要がない奨学金）】

○給付奨学金の支給対象になった人は、授業料・入学金の減免制度も同時に受けることができます。  
 ○給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校です。対象校（「確認大学等」）は、文部科学省のホームページで確認できます。確認を受けていない学校へ進学した人は、給付奨学金や授業料等減免を利用できません。

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <p>申込資格</p>                           | <p>■2025年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人で、<br/>                 大学・専修学校に入学したことがない人。<br/>                 ■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。</p>   |
| <p>学力基準</p>                           | <p>■申込時までの評定平均値が3.5以上あること<br/>                 ■上記に該当しない場合は、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること</p>  |
| <p>収入基準<br/>                 (※1)</p> | <p>【第Ⅰ区分】申込者本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※2）<br/>                 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が100円未満であること<br/>                 【第Ⅱ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が、100円以上25,600円未満であること<br/>                 【第Ⅲ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が、25,600円以上51,300円未満であること<br/>                 【第Ⅳ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が、51,300円<br/> <b>※4</b> 以上154,500円未満であること</p> <p>※1 収入については、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が各区分に該当するか審査を行います。申込後に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできません。★1<br/>                 ※2 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等は、収入基準の判定に影響しません。<br/>                 ※3 支給額算定基準額★2＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★3<br/>                 （100円未満切り捨て）<br/>                 ★1 申込時の収入等から収入状況に変更が生じていても（2024年分の収入状況は）、審査には考慮しません。<br/>                 ★2 市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。<br/>                 ★3 政令指令都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。</p> <p><b>※4 第Ⅳ区分は、2024年からの新しい区分です。支援内容については、次ページの給付月額項目もご覧ください。</b></p> |
| <p>資産基準</p>                           | <p>申込日時点の申込者本人と生計維持者2人の資産合計額（※）が、2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること。<br/>                 （※）資産の対象となるもの：現金やこれに準ずるもの（退職金、投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券、満期や解約により現金化した保険<br/>                 資産の対象とならないもの：土地・建物等の不動産、住宅ローン等との負債との相殺、満期・解約前の保険の掛金、貯蓄型の生命保険や学資保険</p>   |
| <p>給付月額</p>                           | <p>世帯の所得金額に基づく区分に応じます。（次ページの給付月額をご確認ください）</p>   |
| <p>給付期間</p>                           | <p>支給が認められた年月から正規の卒業時期まで</p>  |

## ◆収入・所得の上限額のめやす（単位：万円）

| 世帯<br>人数 | 想定する<br>世帯構成                   | 親①が給与所得者の世帯<br>（年間の収入金額） |                |                |                | 親①が給与所得者以外の世帯<br>（年間の所得金額） |                |                |                |
|----------|--------------------------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|
|          |                                | 第Ⅰ<br>区分                 | 第Ⅱ<br>区分       | 第Ⅲ<br>区分       | 第Ⅳ<br>区分       | 第Ⅰ<br>区分                   | 第Ⅱ<br>区分       | 第Ⅲ<br>区分       | 第Ⅳ<br>区分       |
| 2人       | 本人、親（★）                        | 207                      | 298            | 373            | 630            | 135                        | 192            | 245            | 439            |
| 3人       | 本人、ひとり親<br>（★）、中学生             | 221                      | 298            | 373            | 630            | 147                        | 196            | 250            | 443            |
| 4人       | 本人、親①（★）、<br>親②（無収入）、<br>中学生   | 271                      | 303            | 378            | 635            | 182                        | 212            | 287            | 475            |
| 4人       | 本人、親①（★）、<br>親②（給与所得<br>者）、中学生 | 親①221<br>親②115           | 親①242<br>親②155 | 親①320<br>親②155 | 親①587<br>親②155 | 親①147<br>親②115             | 親①148<br>親②155 | 親①201<br>親②155 | 親①403<br>親②155 |
| 5人       | 本人、親①、親②<br>（パート）、大学<br>生、中学生  | 親①321<br>親②100           | 親①395<br>親②100 | 親①461<br>親②100 | 親①698<br>親②100 | 親①217<br>親②100             | 親①277<br>親②100 | 親①353<br>親②100 | 親①530<br>親②100 |

\*表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

## ◆給付月額

| 世帯の所得金<br>額に基づく<br>区分 | 一般の課程（通信教育以外の課程）     |               |                      |               | 通信教育課程                     |
|-----------------------|----------------------|---------------|----------------------|---------------|----------------------------|
|                       | 国公立                  |               | 私立                   |               | 国・公・私/<br>自宅・自宅外共通<br>（年額） |
|                       | 自宅通学<br>（月額）         | 自宅外通学<br>（月額） | 自宅通学<br>（月額）         | 自宅外通学<br>（月額） |                            |
| 第Ⅰ区分                  | 29,200円<br>(33,300円) | 66,700円       | 38,300円<br>(42,500円) | 75,800円       | 51,000円                    |
| 第Ⅱ区分                  | 19,500円<br>(22,200円) | 44,500円       | 25,600円<br>(28,400円) | 50,600円       | 34,000円                    |
| 第Ⅲ区分                  | 9,800円<br>(11,100円)  | 22,300円       | 12,800円<br>(14,200円) | 25,300円       | 17,000円                    |
| 第Ⅳ区分<br>(※)           | 7,300円<br>(8,400円)   | 16,700円       | 9,600円<br>(10,700円)  | 19,000円       | 12,800円                    |

\*第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限され、所得区分によっては0円になる場合もあります。

\*生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません）の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

## (※)【第Ⅳ区分の支援について】

第Ⅳ区分相当の家計基準を満たす場合に、生徒本人の状況によって、以下のように支援内容が変わります。

### (1) 多子世帯に属している場合（多子世帯…扶養している子どもが3人以上いる世帯）

給付奨学金として、進学先の学校設置者及び通学形態により上記の第Ⅳ区分の金額が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分の4分の1の額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

### (2) 多子世帯に属しておらず、対象校となる私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

### (3) 上記(1)～(2)のいずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

「多子世帯」や「理工農系の対象校」についてなど、詳しくは、申込冊子【給付奨学金案内】8ページをご覧ください。

## 【貸与奨学金（返還の必要がある奨学金）】

|          | 第一種奨学金（無利子）   | 第二種奨学金（有利子）  |
|----------|---|--|
| 申込資格     | <p>■2025年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人</p> <p>■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。</p>  |  |
| 学力基準     | <p>申込時までの全履修科目の評定平均値が<u>5段階評価で3.5以上</u>であること。</p> <p>【第一種奨学金の学力基準の緩和】<br/>           評定平均値が3.5に満たない場合、次の①～③のいずれかに該当し、将来社会で自立及び活躍する目標を持って進学しようとする学習意欲（※）がある者と認められれば、学力基準を満たすものとして取り扱います。</p> <p>①生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額（「家計基準」の欄参照）が0円である</p> <p>②生計維持者（原則父母）が生活保護を受給している</p> <p>③申込者本人が社会的養護を必要とする人である</p> <p>（※）レポート提出が必要です。成績を確認して個別に連絡します。</p>   | <p>次の1～3のいずれかに該当する人</p> <p>1. 申込時までの全履修科目の学習成績が、学年の平均水準以上であること。</p> <p>2. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。</p> <p>3. 大学等における学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。</p> |
| 家計基準（※1） | <p>【第一種・第二種併用貸与】生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること</p> <p>【第一種奨学金】生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること</p> <p>【第二種奨学金】生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること</p> <p>（※1）収入については、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度の住民税情報により算出された貸与額算定基準額が、上記に該当するか審査をおこないます。</p> <p>（※2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切捨て）</p> $\text{貸与額算定基準額} \star 1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star 2 - (\text{多子控除}) \star 3 - (\text{ひとり親控除}) \star 4 - (\text{私立自宅外控除}) \star 5$ <p>★1 市町村民税所得割額が非課税の人は、この計算式にかかわらず貸与額算定基準額が0円となります。</p> <p>★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。</p> <p>★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子どもの1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は、住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい人数を適用します。<br/>           （例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3-2）人×40,000円=40,000円となります。</p> <p>★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。</p> <p>★5 在学採用の審査において、申込者本人が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。今回の予約採用の審査においては一律0円となります。</p> |  |
| 貸与月額     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国公立大学<br/>               自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円</li> <li>■ 私立大学<br/>               自宅通学 54,000円 自宅外通学 64,000円</li> <li>■ 国公立短期大学・専修学校<br/>               自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円</li> <li>■ 私立短期大学・専修学校<br/>               自宅通学 53,000円 自宅外通学 60,000円</li> </ul> <p>この金額は最高月額です。最高月額を選択するには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。</p> <p>最高月額以外は、2万円～5万円から選択</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2万円～12万円の中から必要な額を選択します。（1万円単位）</li> <li>■ 12万円を選択した場合、私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円の増額ができません。</li> </ul>                    |
| 貸与期間     | 2025年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで   |  |

◆収入・所得の上限額のめやす（単位：万円）

| 世帯<br>人数 | 想定する世帯構成                | （★）が給与所得の世帯 |       |     | （★）が給与所得以外の世帯 |     |     |
|----------|-------------------------|-------------|-------|-----|---------------|-----|-----|
|          |                         | 第一種         | 第二種   | 併用  | 第一種           | 第二種 | 併用  |
| 2人       | 本人、親①（★）                | 761         | 1,166 | 706 | 546           | 893 | 500 |
| 3人       | 本人、親①（★）、親②（無収入）        | 716         | 1,113 | 661 | 536           | 879 | 489 |
| 4人       | 本人、親①（★）、親②（★※）、中学生     | 803         | 1,250 | 743 | 552           | 892 | 506 |
| 5人       | 本人、親①（★）、親②（★※）、中学生、小学生 | 905         | 1,334 | 841 | 629           | 958 | 585 |

\*表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

家計基準に該当するか調べるには・・・

**【進学資金シミュレーターで試算する】**

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おきください。



**【課税（所得）証明書を取得して調べる】**

市区町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に貸与額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。



（日本学生支援機構奨学金案内より抜粋）